



県章

山形県公報

令和元年6月7日(金)
第10号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……143
- 歳入の収納の事務の委託……………(長寿社会政策課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……144
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

公 告

- 指定管理者の募集……………(森林ノミクス推進課) ……145
- 令和元年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……146
- 指定管理者の募集……………(企業局) ……147

告 示

山形県告示第76号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

長井市の行政区域のうち、次の図に示す区域(次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山形県告示第77号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和元年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会

- (2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
3 委託期間 令和元年5月17日から令和2年3月31日まで

山形県告示第78号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上町土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡最上町大字向町581
- 3 認可年月日
令和元年5月27日

山形県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年6月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和元年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東沼長沼余目線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字横山字トツラ田7番2から
同 角地田102番4まで
- 3 供用開始の期日 令和元年6月10日

山形県告示第80号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市寺西地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年5月22日から令和2年3月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量(数値図化: レベル1000)

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

令和元年6月7日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和元年6月10日(月) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題

- (1) 令和2年度山形県立高等学校の入学募集について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

山形県民の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県民の森
- (2) 所在地 山形市大字門伝、同市大字村木沢、南陽市小滝、東村山郡山辺町大字畑谷、同町大字築沢及び西置賜郡白鷹町大字萩野地内

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和元年6月7日（金）から同年7月5日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課林政企画担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3217

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和元年6月7日（金）から同年7月5日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県県民の森条例施行規則（平成18年3月県規則第25号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

令和元年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

令和元年6月7日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 教科書展示会の開始の時期
令和元年6月14日（金）
- 2 教科書展示会の期間
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

教科書展示会会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
新庄市大字金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 山形県庄内教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所本庁舎内	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年6月7日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県営駐車場
- (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目5番10号

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和元年6月7日（金）から同年7月5日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県企業局総務企画課経営企画調整担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2237

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和元年7月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。